

「介護サービス情報の公表」制度における調査に係る手順

1 目的

「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針（平成24年8月21日施行、以下「指針」という。）4の規定に基づき、調査に係る手順を定める。

2 調査の申込

指針1により、自ら調査を希望する事業者（以下「調査希望事業者」という。）は、当該年度における介護サービス情報に係る報告を終えた後に、別紙様式1により、青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課（以下「県」という。）に調査を申し込むこととする。

3 調査依頼

県は、調査の申込を受けた場合は、県が指定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）に調査事務を依頼することとする。

4 調査

（1）調査の実施

指定調査機関は、3の依頼に基づき、調査希望事業者と調査日程等を調整の上、調査を実施することとする。

（2）一体的な調査

介護サービスの種類に応じ、別紙1に定めるものについては一体的に調査を実施することとする。

（3）調査の結果

指定調査機関は、調査の結果を県及び県が指定する指定情報公表センターに報告することとする。

5 手数料の納付

調査希望事業者は、2の調査の申込の際に、調査に係る手数料を納付することとする。

附則 この手順は、平成24年10月26日から施行する。

附則 この手順は、平成28年8月1日から施行する。

附則 この手順は、平成30年7月17日から施行する。

附則 この手順は、令和元年7月12日から施行する。

附則 この手順は、令和6年9月30日から施行する。

(別紙1)

一体的な調査の対象となる介護サービス一覧

1. 訪問介護＋夜間対応型訪問介護
2. 訪問入浴介護（予防を含む）
3. 訪問看護（予防を含む）＋療養通所介護
4. 訪問リハビリテーション（予防を含む）
5. 通所介護＋地域密着型通所介護＋療養通所介護＋認知症対応型通所介護（予防を含む）
6. 通所リハビリテーション（予防を含む）＋療養通所介護
7. 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
8. 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
9. 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型））（予防を含む））＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
10. 福祉用具貸与（予防を含む）＋特定福祉用具販売（予防を含む）
11. 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
12. 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
13. 居宅介護支援
14. 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護（予防を含む）＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
15. 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
16. 介護医療院＋短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）